

289.1  
M172Um

Ⓜ

内田寛著

間部閣老全



271 7907

2462 - 2599

一般資料



内田寛著

間部閣老 全



28 f. / M 172 U m

引

近頃刊行する安政年間の紀事に間部詮勝の事蹟明確ならず能く其實情を識る者少なく或は詮勝の行爲に對し冤枉を負はする無き乎を疑はしむ豈慨歎に堪ゆべけん哉予は少壯より近習として長く勤仕す殊に安政五年九月京都に使命を奉ぜらるゝ時にも扈從し手留（筆記）の事を兼ねるのみならず叔父芥川舟之は内密掛となりて京都に在り長野主膳等と公用を辨ずるを以て屢々種々の密話を聞く事多し唯惜むべきは幕府瓦解の際詮勝及び舟之等内密の書類悉皆火中に付せしを以て今之を列擧して筆記すべき者なし唯予が見聞する儘を書して詮勝抱負の幾分を後日に傳へんと欲す  
抑我が日本の文明は堀田閣老の外國交際意見は譬へば婦人



302137



の胚胎せし如く井伊大老の條約を訂せしは男兒の分娩せし如く(此時は未だ勅許を得ずして)間部閣老の上奏分疏に初めて決定して實施せしは乃ち男兒が初步運動を始めしが如し詮勝京都に使命を奉じ堀田正睦失敗の後を繼ぎ誠實に之を辨疏し天皇の聽許を得初めて我が國鎖鑰の門を開發し外交通商を實施するを得せしむ是れ外國と戦争を避け國民塗炭の苦みを免れ文明の門に入らしめしなり茲に特筆すべきは孝明天皇の聰明に在らせらるゝと關白九條尙忠輔弼の宜敷を得たるに依り能く詮勝分疏の事情を聽許せらる實に文明を四海に敷かせたまひし聖徳は賢相の功勞と併せて長へに尊崇欽仰すべきこと勿論なりとす次て幕の堀田井伊間部の三大偉人は今日の文明に浴するの人々忘るべからざるのみな

らず太田資始外國掛として亞國條約調印後横濱開港に至る迄諸外國公使と談判に非常に盡力せられし人なり併せて四偉人として永く忘るべからざるべし此の書は聞見筆記にして詮勝行實の全豹を盡すに至らざるも稍々其心事を窺ふに足らん夫れ著述の業は固より容易の事にあらず況や攘鎖開國繼嗣諸論議の紛囂に接するをや本書は當時の時情及び老翁に聞く事をも交へ叙述せしのみ若し書中記する所にして事實を枉くる者あらば看者幸に指教を吝む勿れ

明治四十二年十一月

内 田 寛 識





從四位侍從藤原詮勝



櫟  
搖鎖喧爭奈國鈞  
焦心 皇室之黎民  
奏疏鞅掌全台為  
苛酷 徧刑列邑人

范书





間部閣老目次

第壹紀述	1
詮勝鯖江藩主としての素養奏者番加役寺社奉行の事蹟	1
第貳紀述	5
大阪城代	5
京都所司代	5
老中任免	5
安政五年老中再勤	5
第參紀述	34
京都へ之御使發遣	34
第肆紀述	58
使事成	58
歸府旅中	58



退職之件……………58

第五紀述……………82

  在職中の抱負并辨説……………82

  退職後の閑栖……………82

  文久年中罰文……………82

  終末……………82

目次終



間部閣老

内田 寛著

第壹紀述

詮勝鯖江藩主としての素養  
奏者番加役寺社奉行の事蹟

間部下總守詮勝享和二年二月庶子に生れ文化元年十二月詮允の養子と爲り越前鯖江城主五萬石を領す詮勝其質敏達眼光人を射る文武の諸藝を勉勵し能く下情に通じ人を見るの明あり士を馭する法あり配は松井康任松平周防守の女玉雪と號して書畫及び和歌を善くす儒臣芥川玉潭徹稱す大郷信齋金藏と稱す林門五藏の一詮勝に勸むるに經史を以てし薰陶誘掖交ゆるに時世の



推移と共に濟世の要道を論ず是れ其徳を成し其器を大にする所以なり尙林述齋に就き研鑽を究む殊に詩文に長ず劍は長沼四郎左衛門に學び名劍の傳授を受く馬術は仙石左近に學び皆傳の免許を受く書は市川米庵に學び遂に其奥を極む畫は唐宋元明等の萃を摘み運筆自在なり  
城市の區街を擴張し交通の便を開き學校を起し士卒に文武の道を獎勵し年を経るに至り士卒に字を識らざる者なきに至れり隨て農家も文字の必用を感じ學ぶ者多し  
文化九年六月奏者番となる

天保二年五月寺社奉行加役となる此の時某郷村より訴詔あり京都本願寺へ某郷村より諸材木献納の分同寺の老役下間某右の材木を賣拂ひ寺用に供せざるは全く老役の專恣に出

て銘々の信意を阻害せし者とし江戸寺社奉行へ出訴し其訴意頗る強硬にして當路の説諭に服せず數百人久敷馬喰町に滞在せしが是れぞ詮勝の擔任する事とはなれり詮勝熟考するに是れ下民の迷信頑固到底尋常一様の説諭にては屈服せざるべしと思惟し説諭の時に及ぶや詮勝云ふ汝等久敷滞府し其訴願の意向は逐一領解せり但し汝等が本願寺へ材木献納せしは親鸞上人の爲めに献し隨て諸佛衆生を濟度し彼岸に導き給はん事を希望するに外ならざるべし是れ如何にも感心の至りなり而して下間が材木を賣拂ひしを疑難する所は一應尤なる處なきに非ざるべし併し是れは皮相の誤解なり其理由を極め手近く其方が日々取扱ふ所の下肥に之を譬へん其下肥は田稻野菜に施すと雖も其肥物は消却するに隨



ひ其精氣正味は稻菜を生育せしめ實に人間有用の物品を生ずるにあらずや是れ知り易きの事なり乃ち汝等が献納せし材木は下肥なり材木も材木計りにては用を爲さず其餘りを賣却し金箔裝飾に充て其他費用に充てしなり是れ下肥が消費するも其精分は稻菜に及ぶと一般其の賣却せし代價の正味は寺用を充足し灼々光明を放ちて佛意に協ひ隨て佛の利益は汝等に及び汝等を極樂淨土へ手引せらるゝ事疑なかるべし而して下間の所置は私欲に出でしに非ざる事は事實取調にて明瞭なり決して疑ふ勿れと繰返し再三説諭せらしかば一席にて數百の百姓疑團氷解して即日願ひ下げを爲し村々へ歸宅せり

### 第貳紀述

大阪城代 京都所司代  
老中任免 安政五年老中再勤

天保七年七月大坂城代を命ぜらる

天保九年四月京都所司代を命ぜらる 任侍従

此時 主上御手元御手薄に付増加の儀并に公家役々へ増給の儀を其筋へ建議せられたり

京都市街に便所を設けしめられたり一は不潔を除き通行人の便に供し一は京都地方は下肥を格別に貴重するを以て夫を以て市費を補填するの策なり通行人も頗る便利を喜び隨て不潔も無くなりたり

市街幾多の十字街にて通行の人々甚だ迷ひ易し依て街角に悉く何町何通何へ入ると記せし札を打せ衆人に便利を與へ



られたり(東京の町名記載の札に先だつ數年前なり)

天保十年の冬仙洞御所營繕方修繕及び止々齋等の御内意あり詮勝速に實地を踏査せしにいかにも緊急事業なりと認め速に其事を施行する事とし江戸へは其趣を通報し幾くもなく諸事出來せしかば深く叡感あらせられ御手許に御用あらせられし御手爐を賜はりたり今尙家に藏す

天保十一年正月老中加判の列を命ぜらる

同十四年九月依頼老中免せらる 水野越前守と議合はず遂に退職するに至れるなり曾て將軍家齊の内命に依て金字の法華經を兩度迄謄寫し上りし事あり 是れより安政年間に至る二十有年詩文書畫琴棋等の文雅に従事し傍ら佛經をも研究せられたり

特に蘭學者を歓迎し外國の地勢國力兵器軍艦時勢の趨勢事物の變遷萬緒を研究せられたり常に曰く己を知り彼を知らざれば國家を維持すべからず又戰ふべきに戰はず戰ふべからざるに戰ふは皆國を亡すの基ひなりと

安政五年六月老中加判の列勝手掛外國掛を命ぜらる 此時に當り將軍家の繼嗣及び外交の事に付種々評論ありしが繼嗣は大君の命に従ひ紀伊殿と定められ外交の事に付ては條約調印の事は騎虎の勢ひなりとす資始詮勝等云く宇内の形勢を觀るに外國と通信交易するは到底避くべからざる勢なれば此度の條約調印は實に時勢止むを得ざる事と存ずる旨反覆論辯せしを以て大老直弼も同意を表せらるゝ事はなれり扱事實は世上異論囂々たると京師の分疏を如何せ



ん今より其障礎を掃ひ幕政を恢復せん事を議せられ穩和手段を以て施政の方針を定められしなり

六月廿四日例刻登城此の日尾州侯水戸侯水戸老侯俄に登營三家の登營定日あるに拘らずして登營す之を不時登城と云

ふ營中何事の起りし乎と非常の繁雜を極めたり(證供方の聞傳ふる所に據れば)

廊下趨走の坊主申傳ふに掃部頭條約調印は違勅に付腹切らせずしては退出せずと三家方詰所に大首被罰しと四ツ時過大老老

中に面會を請はる此の時將軍繼嗣の事務多端申稟中自然時刻を移せり右相濟み詮勝直弼に謂つて曰く卿今三侯に面會せば却て議論一層の劇甚を極めん避けて面會せざるに如かず僕等諸公に面會し辯論すべし諸老皆贊す直弼曰く大老老中に面會せんと請はるゝに僕獨り謝絶せば臆して避けし者と爲さん大老の職威を汚すを如何せん僕切腹致し上の用に

立たば何ぞ厭はん各と共に面會せんとて一同上局の大廊下に出て、齊昭慶恕慶篤に面せり齊昭曰く京都にて厚く宸慮を煩はさるゝに勅答未濟條約調印は違勅の罪遁れ難し三家として黙許し難しと詰難す直弼曰く仰せの儀一應理あるが如きも京都よりは國體に拘はらず後難なからん事を期する旨の叡慮に在り然るに今日外夷の形勢往古と異なりて強國と變し砲艦等文明の利器は彼に開けて我に未開なり人も物も皆然り通商は萬國の通法の如くなりしに今外人の請求を拒絶し猥りに爭端を開かば四方の海岸充實の備も容易ならず必勝の目途なきを如何せん先に諸侯に和戰の議を諮ひ再び意見を上らしむるに前後同様戰議を主張する者少なく仍て將軍にも彼の懇願を縮少し通商許可に決せられ京都に奏



上せんとするに際し英佛軍艦清國に打勝ち其勢に乗じて渡  
來し強請可致の報事情切迫せり米使曰く訂約を速にせば英  
佛も亦其例に倣ひ易々たるのみと米使の謂ふ所理あるに似  
たり尤も京都へ奏せずしては恐多く思召さるゝも前申せし  
如く京都よりは國體に拘はずとの叡慮に付猥りに争端を  
開くべきに非ず不得止訂約を決する所以にして訂約を猶豫  
するは國利を保ち難きを見るが故なり此事情を京都に奏せ  
ば京都にも此儀を諒察せらるべし豈違勅の責を被むるの理  
あらんや齊昭語塞る慶永々々と呼ぶ大聲三度直弼席の異な  
る例格を以て拒む慶恕曰く年長且賢なる者を儲貳に立つる  
は朝廷の意なり一橋慶喜を立ば朝廷の意に適なむ訂約の事  
も聽許せらるゝに至らんと直弼曰く立嗣の事は將軍の決意

に在りて宰臣の異議すべきに非ずと慶恕將軍に謁を請はん  
とせり直弼曰く將軍疾あり謁を請はるゝも許されず儲貳既  
に紀伊殿と定り明日之を公達するに決せり只今異議を建て  
らるゝは穩當ならざるなり閑住せられて然らん齊昭曰く訂  
約の事は朝意に觸るゝの跡あり將軍家にも謹慎せられて其  
朝許を得る迄は立嗣の公達を延緩せらるべしと直弼曰く訂  
約の事狀を詳かに奏聞せば朝許を得ること必定なり且つ久  
敷儲貳を空しくするは朝意にあらず既に早く取極むべき朝  
廷の内意あるに於てをや齊昭曰く然らば何ぞ奏上の使を發  
して訂約の事情を申解せざるや直弼答ふるに詮勝西上すべ  
き事既に決せりと齊昭論鋒を轉して松平慶永を大老に任す  
べしと直弼曰く此の儀は自分の關係に付老中に尋られたし



と資始曰く直弼職務に勵精なれば其要なきを辨ず詮勝も亦  
縦令如何なる方の出でらるゝにもせよ三家を四家にするは  
神祖以來の例規あらざる如きなりと滑稽めきて其要なきを  
辨じぬ一座笑を發して齊昭等乃ち退く而して慶永は三侯と  
共に登城せしが大廊下の下局に居りて上局の論議に参加せ  
ず別に詮勝を見て退けり其論旨は齊昭等の言ひしと同じと  
六月廿五日幕府紀伊宰相慶福を養ひ嗣となす旨を諸侯に告  
く時年十三

同廿六日詮勝京都へ御使を命ぜらる

七月二日諸侯登營立嗣を賀す家定慶福並出で、之を受く  
今日此夜家定病起る翌三日資始詮勝等云ふ是迄は漢醫のみ  
御任せに相成りしも醫術は蘭醫最も其理を精究せり更に名

醫を召して充分の療養あらん事を議す此に於て戸塚靜海(薩  
州)遠田長安(津也)伊東玄朴(肥前)青木春岱(松平駿河守)を奥醫師に  
召出さる

七月四日家定病少しく間あり諸老を寢室に召し尾水越三家  
の處分を議し五日齊昭を別邸に移して謹慎慶恕慶永退老  
謹慎慶篤慶喜登營を停止す若年寄本郷泰固(丹後守)川越(後守)側用取  
次石河政平土佐守其職を罷む皆繼嗣の異議に座するなり  
七月五日此夜家定薨す

此日假條約の奏書に關し三家及大老の内上京すべきの詔書  
江戸に達す其文に曰く

六月廿一日老中奉書を以て言上の儀に付三家并大老の内  
早々上京可有之様被遊度此旨大樹公へ被仰進候事



七月四日英船三隻品川に宿錨露人も亦同日江戸に至りて愛宕下眞福寺に入館せり太田資始間部詮勝談判を開始す。此に於て幕府三家大老の上京し難き所以を京都に奏す傳奏に呈せし分疏の文に曰く

六月廿一日奉書を以て言上之儀に付御三家并大老之内早々上京有之候様被遊度此旨被仰進候段叡慮之趣御領掌被遊候然る處御三家之内尾張中納言殿水戸前中納言殿には不束之事共被在之隱居之上下屋敷に居住急度愼罷在候様被仰出水戸中納言殿にも愼罷在其外は若輩之仁體に付いづれも上京難被仰付大老并伊掃部頭儀は御守護御警衛向一體之取締爲取調兼而上京被仰付候御舍も被爲在候折柄旁以早速上京被仰付度思召候然處魯亞英三國の船神奈川

品川へ入津猶英佛等の軍艦數十艘追々渡來可致趣にも相聞當節之要務諸般引受罷在候間暫時御猶豫之義被仰進度候尤廿一日言上之儀に付ては間部下總守爲御使上京被仰付委細之事柄言上候様去月廿六日被仰出酒井若狹守儀も差急罷登候筈に候間先づ下總守被差登にて可有之候間委細之事柄御垂問被爲在候様被遊度思召候此段兩卿御心得候而宜被達叡聞候様被遊度候事

幕府水戸藩及び其同議の諸侯に對し警戒し將軍嗣立の勅允に支障なからしめんとせり

七月十二日露使登營す將軍薨去せらるゝも喪を秘して嗣立の禮未済に付病と稱し慶福將軍に代り露使に接見す

七月十六日太田資始邸に於て英國使節に對し資始詮勝度々



談判に及びしが英人は支那の振合を以て條約取結を請ふと雖も亞人條約通りより許容無之旨嚴敷申し談ぜしかば屈服致し米國同様條約を訂せり  
此時幕府詮勝を上京せしめんとせしも將軍薨去に付先づ書を呈し關白尙忠の觀覽に供し尋で詮勝に其補缺を爲さしめんとせり其書に曰く

先般備中守儀外國御取扱之儀に付叡慮爲御伺御使被仰付上京之節亞墨利加條約一條委細及言上候處神州之大患國家之安危に係り誠不容易奉始神宮御代々へ被爲對恐多被思召東照宮以來之良法を變革之儀は闔國人心之歸向にも相拘り永世安全難量深被惱叡慮候尤往年下田開港之條約不容易之上今度假條約之趣にては御國威難立被思召候且

諸卿群議にも今度之條々殊に御國體に拘り後患難測之由言上に付猶御三家以下諸大名へ被仰出再應衆議之上可有言上旨叡慮之趣御尤之次第に思召候依之勅諭之通御三家以下諸大名へ被仰出候處各存意別冊之通言上候右之内凡外洋各國之形勢變革に隨ひ蒸氣船等致發明航海之術益相開天涯も比隣と相成加之軍制兵器等實戰に相試み往古とは強弱勢を異にし異人は禽獸同様に唱來候へ共今に至りては各國往々非常之人材も出來全く強大國と相成世界中割據之勢ひを振ひ候折柄是より容易に兵端を開候ては勝算有之間敷との見込も當然之理に有之併無喪之夷情近付候ては後患難測此上神祇冥睭其恐不少に付段々衆議相建候へ共何分彼が懇願種々有之精々談判之上取縮漸く今日



迄之御處置に相成候儀譬へ舊染之弊有之候共一時改復致し唯今無謀之爭端を開候而は一旦戦には勝利を得候共忽洋外之各國仇讐之思をなし若皇國四面之海岸を襲來通船運漕を妨げ竟には御國力疲弊之時を窺ひ諸蠻之軍艦一時に差向候はゞ如何成大事に及び可申も難計候間假條約案文之趣御差許相成先づ神奈川長崎箱館新潟等にて交易御差許有之得失利害御試之上無別條候はゞ五六年之後兵庫を御開相成候共其間には京師を始め諸國海岸之御警備も相整凡十三四年之内御試可有之尤外國々より使者差越候はゞ墨夷之例に倣ひ江戸表へ被召寄西洋各國之風俗情態其様子をも篤と御糺可有之其内防禦之手術十分相整候上は時宜に寄り和戰之二道何れ共御心に可被任哉に候へ共

只今之處にては穩當之御沙汰に無之候ては難相成次第衆評之趣言上之爲御使可被差登御用意候處去月十七日下田表へ渡來之亞船へ彼の國之使者ハルリス并通辨之者乗組神奈川へ入津致し書翰差出今度英佛之軍艦清國之戦に勝ち其勢に乗じ近々彌御國へ渡來致し強訴之企有之由及注進候尤昨年以來相願候假條約案文之趣御差許有之調印相濟候はゞ何程之軍艦渡來候共御心配無之様取扱可致之由申立候に付諸役人中評議にも假令忽及戰爭候共被爲遂奏聞候上に無之候ては調印不成は勿論之事に候へ共併彼是手間取候内英佛等之軍艦渡來自然混雜致し無據兵端を開萬一清國之覆轍を踐候様之儀有之候ては憂患今日に十倍致し汚辱を後代に傳へ候共相雪候術無之實以不容易儀に



候間非を見て進むも道にあらず何分危急の場合に迫り應  
接掛井上信濃守巖瀬肥後守調印致し候儀御差許相成候然  
處先般勅諭之趣も有之假令一時之御計策に候共不被爲遂  
奏聞候て右様御取計有之候儀は叡慮之程も如何可有之と  
恐入思召候へ共諸大名建議にも只今争端を開候ては不容  
易御一大事之由尤壹兩人は別段之存意も申立候へ共今日  
之形勢御採用難相成次第は前文之通に候へば只紙上之當  
理而已に有之實に無御據次第宜被達叡聞候猶被仰出候條  
々之御旨は左に被仰進候

被仰出之條々

- 一永世安全可被安叡慮之事
- 一不拘國體後患無之方略之事

- 一下田條約之外不被遊御許容候節は自然及異變候も難計  
に付防禦之處置被聞食度事
- 一衆議言上之上叡慮猶難被決候はゞ伊勢神宮神慮可被伺  
定儀も可有之哉之事

右者弘安度蒙古之寇襲來候時之如く一國之儀に候はゞ如  
何様にも可奉安宸襟之手術も可有之候へ共方今洋外各國  
之形勢を御洞察有之候ては容易之御處置も難相成又此後  
御國港内に夷族を必不寄様可致儀は決して難相成時勢に  
付御熟考衆評之上堅艦強兵を内に蓄へ外には永世平安之  
術を行ふに道を以て爲べきの爲め條約再議年限之間西洋  
各國に和親御取結相成候はゞ素より利欲に走る夷情追年  
御國に多分之品無之一同に其利を得候事不能事實を辨知



致候は、是に於て銘々奇特之懇儀を結び獨自由之志願を起し可申事必然之儀に候へば其期に及び漸々皇統至尊の徳を示し神國清淨之風儀に懐け自然尊信之志を生じ我より彼を可制御威勢に相成候上は洋外諸蠻之大軍も不可恐中にも拔群に歸服致し獻貢の品を持來候時は交易に倍して報い遣し候様御處置有之候は、交易の名を改獻貢として諸品持來候國も出來可申右を第一の遠客として別段厚く御取扱有之御撫恤を加へられ候は、其餘之諸蠻も隨て相倣ひ可申其上不敬之國も有之候は、服從の國々に謀り御制御有之内には御國禁を嚴重にして従はしめ候様御取計有之候は、幾許之年を経ずして海外之諸蠻此方之掌中に納るゝ事三韓掌握の往古に復すべし縱令時勢其儀迄に

は不及候共各港に嚴禁之制度を立犯者は嚴重に罰し守者は撫恤を加へて彌懐け漸々皇國之風に從はしめ開闢以來相承の神武を以て海外に御威光を示し天壤と與に無窮の皇統萬代に餘慶を傳へ給ふべき程の事は難かる間敷歟然は方今之場合に臨み強て僅之兵庫一港を閉候とも若此上異變出來し危急に迫り無據畿内近邊迄數港を御開有之候様相成候ては此上幾許可奉驚宸襟程之御大事出來之程も難計候へば假令五六年之後一度は兵庫を開大阪も商賣のために居留は御差許相成候とも前條之通嚴禁を立終に夷人を此方之策に入候様致候は、行々御心配之筋無之様可相成哉實に方今之形勢猥りに兵端を開候ては其害永世に及ぶべく寛裕穩當の御取計有之漸々至尊の徳を示し術を



以て懐け候時は宇内無比類皇統至尊其實を辨へ候はゞ夷狄といへども尊信之心を生ぜずはあるべからず左候へば永世安全可奉安叡慮基本且御國體に不拘後患無之方略に可有御座と思召候右之通十三年の後條約改正迄之間篤と御試精々人力を盡し候上彌國家之御大事に及び自然和戰兩條難被決儀も有之候はゞ伊勢神宮の神慮御伺に相成無二之御決定被遊度思召候右之趣宜被達叡聞候

八月八日家定の喪を發表す世子家茂慶福名を家茂と改む牙城に入り田安慶頼權中納言を以て後見職とす

幕府齊昭が從來の議事動作を綜合して考察すれば今既に閉居の身に在りと雖も如何の發展を計るも知るべからず乃ち京師の嚴勅は水藩の内奏に出てしを知れば注意周到ならざ

るを得ず茲に尾張の宰臣竹腰正誼及び水野忠英二人に命し其藩政を監督せしめ又高松守山府中三支藩の士をして齊昭閉居の邸を警護せしめたるに是れ却て藩議の激昂を促せし者の如し齊昭尙竊に京紳に内信し勅を請ひ禁錮を解かんも計りがたし然る時は幕府の權威も挫折せん事を憂ひしが自然幕水の間間に嗣立及び開鎖の兩黨并立を見るに至れり水藩を助くる者には鷹司近衛三條の諸氏首領となり其威力も亦強銳なり正陸使命の失敗も此の反對黨あるに依れり幕議を助くる者は京師に關白尙忠の在るあり關東には直弼大老の大權を握るあり東西相呼應する何ぞ他黨の遮ぎるを得ん是れ家茂を幕嗣に定むるを得る所以なり然り反對黨幕府黨相疾視する尋常ならず殊に反對黨に在りては繼嗣も意の如く



ならず米國訂約の報京師に達するや反對黨幕府黨に對し憤  
激一層の熱度を極めたり茲に至りて權勢相争はざるを得ず  
關白尙忠を辭職せしめ之に代る者は順位あり七月八日鷹司  
輔熙右大臣太閤  
正通の子尙忠の邸に至り疾と稱しみづから關白職を辭  
せられん事を勸む尙忠強梁なる反對に遭ひしも熟々顧みれ  
ば此尊職他黨の爲めに左右せらるゝ豈恥なからんや舒緩決  
せず九日に至り幕嗣の決定京師に達し愈直弼決心の固きを  
知り尙忠も茲に辭職の事を斷念せり

此時に際し直弼の權力關東に強大となり尙忠の威勢も亦京  
都に盛昌となるのみならず水尾越三家に對し譴責を以て制  
裁を加へられしに依り鷹司氏等不平益熾盛となり齊昭も亦  
幾度乎直弼の爲めに計略の破碎を受け争地を關東に失ひし

かば茲に直接に朝旨を受けしめ依りて以て水藩をして力を  
伸ばさしめんとせり是れ三家大老を召すの命を發せられし  
因由にして尙忠が争止し能はざりしも該黨聯絡の如何を窺  
ひ知るに足れり萬一三家又は大老西上し京都に於て幕府施  
政の是非を論ぜば地位轉移して直弼の地位は齊昭の地位と  
變じ幕嗣の決せるも或は異動を生じ條約の決せるも亦破廢  
せられん其身も亦禁錮の非運に遭ふも測り知るべからず直  
弼豫め此の機を識り托故以て避けんとせり察するに詮勝を  
遣り其西上を辭せし所以の者は外事の急なるを以てすると  
雖も猥りに足を擧げて自ら不測の失敗を招かん事を恐れし  
は眞の理由にして詮勝の任も亦大なりと云ふべし  
八月十四日佛船三隻品川に錨を投じ使節江戸に來りて即日



太田資始邸に於て資始詮勝會談し英國の條約に準せん事を請ふ將軍薨去に付訂約を延期せり然れ共双方間に異論なきを以て談判平易に結了せり翌月三日條約署名成れり  
八月十八日故將軍德川家定を寛永寺に葬りて温恭院殿と諡す

同十九日京都よりの勅書到れり其大旨は三家大老の命に應じて上京せざるを責め又外交の處分旨に協はずと云ふに在り同日水戸藩より幕府に告げて曰く勅命の趣も有之諮詢する所あらん同列之内二人出向はれん事を請ふと水戸藩二公幕譴を受け謹慎中老中の其邸に至るは如何あるべき哉と議せしも勅命と承りては辭すべきに非ず太田資始間部詮勝其邸に至りしに慶篤二人を見て示すに左之二書を以せり其文

に曰く

一先般墨夷假條約無餘儀次第にて於神奈川調印使節へ被渡候義尙又委細間部下總守被爲上京言上候趣に候へ共先達て勅答諸大名衆議被聞召度被仰出候詮も無之誠に皇國重大之儀調印後言上大樹公叡慮御窺之御趣意も不相立尤勅答之次第に相背輕卒之取計大樹公賢明之處有司心得如何と御不審被思召候右様之次第にては蠻夷之儀は暫差置方今御國內之治亂如何と殊更深く被惱叡慮候何卒公武御實情を被盡御合體永久安全之様偏に被思召候處三家或は大老上京被仰出候處水戸尾張兩家慎中之趣被聞召且亦其餘之向々も同様御沙汰之由右何等之罪狀に候哉難計候得共柳營羽翼之面々方今外夷追々入津不容易之時節既に人



心の歸向にも可相拘旁被爲惱宸襟候兼て三家以下諸大名衆議被聞召度被仰出候は全永世安全公武御合體にて被安叡慮候様被思召候儀外虜計之義にも無之内憂有之候ては殊更深く被爲惱宸襟候彼是國家之大事に候間大老閣老其他三家兩卿家門列藩外様譜代とも一同群議評定有之誠忠之心を以て得と相正し國內治平公武御合體愈長久之様徳川家を扶助有之内を整外夷之侮を不受様にと被思召候早々可致商議勅定候事

午八月八日

御別紙勅詔之趣被仰出候右者國家之大事者勿論徳川家御扶助之思召候間會議有之御安全之様可有勘考之旨出格之思召を以被仰出候間猶同列之方并兩卿家門衆以上隱居に

至る迄列藩へも御趣意相心得候様向々へ御達可有之旨被仰出候以上

八月八日

近衛左大臣忠熙

鷹司右大臣輔熙

一條内大臣忠喬

三條前内大臣實萬

二條大納言齊政

近衛大納言忠房

水戸藩に下れる勅書と幕府に下れる勅書と大要皆同しと雖も幕府に下れる者には公武確執あるに非ずとの傳奏の副翰



ありて水戸藩に下れる者には無之を以て慶篤大ひに疑ひ其處分を二人に問ふ元來齊昭には才力の臣相依屬して尙藩政を決し慶篤の臣には幕命を奉じ父子趣旨を同ふせざる者の如し故に齊昭此勅書の由來を知るも慶篤は詳に之を知らず勅を受けて幕府に告げざれば嫌疑を恐れ之を奉ぜざれば違勅の責を恐るゝが故に資始詮勝に向ひて此問を發せしなり二人乃ち直弼病あり引籠中なるも明日は押て登城を申通し其處分を議せんと答ふ慶篤曰く勅答は受取同様之者差出置けり上の爲め宜敷様頼むとの事なり兩人退けり吉田寅次郎正氣の歌

歌和せしなり曰く從墨夷事起諸侯實不力已破妖教禁議港州南北天子眷軫念四海妖氣黑奉勅三名侯○他日傳聞するに三侯は水尾隆と

八月三十日詮勝の上京を延期するの理由を傳奏に告ぐ其事情之趣は詮勝近々上京致候段申上置候間早速發足可仕之處

家定俄に大病内實薨去に付忌服の恐れも有之旅中にて忌明の頃合發足可仕若し忌中にて不苦との儀に候はゞ早速上京可仕云々

京都の長野主膳より直弼に京都の狀を報じて云ふ八月七日關白尙忠參朝せず鷹司氏等遽に決議し幕府及び水戸藩等に勅を下すに至れり尙忠其議に預からず之を聞き大に驚き爭論せんとせしが反對黨の氣焰甚だ盛んにして却て違勅とせられん事を恐れ敢て發言せず詮勝の上京次第計畫する所あらんとすと喪中に拘らず詮勝の發途を促すと

八月廿九日營中に會して傳奏に呈するの文を議せしが直弼の案もありしが詮勝も亦其案を草す詮勝の案は詳狀は口陳に譲り上京之上委細之儀言上可仕御不審之儀は御垂問可被



爲在との文意なりしが西上の事は詮勝の専任なるを以て直弼の案を廢し詮勝の記草を採用せらる

### 第三記述

京都への御使發途

九月三日詮勝江戸を發し西上す御祐筆早川庄次郎佐藤清次郎御普請方森規太夫隨行せり岐岨海道を旅行す去る朔日宇津木六之丞直弼之公用人詮勝に謁し述ふる所は昨晦日飛脚到來長野主膳より申越せしに反對黨危急に迫り種々奸謀を廻らし手先多分有之兎角殿下を落し可申と必死に相働き候者の内梅田源次郎梁川星巖等尤相働き候趣に付品に寄り御召捕に相成不申では納り申間敷哉云々抑詮勝之西上するの趣旨は關東の情實を詳かに分疏し朝廷の責問を悉く辯明せんと

するに在りて京師に諸人を捕ふるは本旨に非ず又初めより其意なかりしなり然れ共其江戸を發す頃に至りては事情一變して逮捕糺訊も止む無からんとせり二黨の鬭争も此際又更に一層の劇甚を加へたるを見るなり然れ共詮勝の胸臆未だ此意を決せず其決せるは京師の變狀を直弼が途上へ詳報せし後にあるなり詮勝旅行中二黨の鬭争急進して暗に兩虎相對し氣勢牛を呑まんとする狀を爲せり其勢兩利すべからず遂に樞機壓略の念増長して水戸藩を助くる者は詮勝忠義の入京迫るに先だち事を行はんとせり二條殿急に關白尙忠の邸に至り過激強逼的に辭職を勸侑せしかば尙忠窮迫し本意ならずも辭表を呈出せられたりと九月八日此變報江戸に達するや是れ二黨勝敗の分岐なるを以て直弼驚愕色を變



ぜり抑直弼の憑恃する所は獨り尙忠にして詮勝の京都に分  
疏して一脈の活氣を展ぶるも亦關白一人に在ればなり然る  
に詮勝旅程に在りて此一大變異を知らず直弼直ちに懇書を  
以て詮勝に詳告し且つ之に應ずるの處分には關白既に辭表  
を呈すと雖も未だ職を去らず故に外交條約分疏の奏上は尙  
忠の手を経べしと云ふに在り其文に曰く

去二日二條殿關白殿へ被參無理無體に御押付無是非御辭  
職御願被成候由察する處所司代京着以前に關白殿を押の  
け不申ては奸黨の邪魔に相成候故右様無體之儀出來候事  
と被存候就ては今度被仰含候御趣意も貫通不致關東にて  
は諸夷を恐れ朝廷を輕蔑し猥りに條約致し候杯と主上豪  
邁之御氣象を伺ひ是を非に申成し候様可成行と實に御迷

惑之程御察し申候關白殿御辭職御願とは乍申未御當職中  
之御儀天下之安危に拘り候御大切之儀に付殿下を以て關  
東之御處置分明に申上候様御先代様將軍被仰含候御趣意  
も御座候事に付右御一條は是非御取扱御座候様相成不申  
ては何分御先代様之思召も相立不申關東にて御國體を厚  
く被思召候ての御處置も却て蠻夷に被恐嚇朝廷を御蔑視  
被成候との御疑念御解兼折角御國體を思召難有叡慮も却  
て爭端之基と可相成に付如何にも御丹精關東之御處置御  
國體を厚く思召候處より勅答も不濟内條約御許しに相成  
候と申所の御趣意叡聞に達し候はゞ御疑念御晴れ公武御  
一致にも可至左無之ては奸賊之爲に萬民塗炭に落入候様  
可成行と歎息仕候



直弼詮勝も可成穩和手段を取るの精神なりしも幕憲に背き  
政路の障礙を爲す者は除去せざるを得ず反對黨の謀士を處  
分するの心此に至りて決せり

九月十四日詮勝中仙道旅行醒ヶ井驛に着す長野主膳姓名を  
變じ小川大介と稱し潜かに夜中詮勝の旅館に謁す此時芥川舟之  
密に京師反對黨の狀を告げ之を制するの方略を陳べ其處分  
を熟議す皆直弼の籌策する所なるを以て主膳の説に従へり  
主膳の趣旨は京紳の説囂々たるは皆水戸藩處士遊説の結果  
なるを以て其士を捕獲し其根據を斷ち京紳の説を軟和せし  
め以て其をして自ら悟る所あり退職せしめんとするにあり

此夜舟之主膳云ふ謂部侯も今度は天下分け目の御使なれば一生懸命之思召  
にて一々御承知に相成候へば高貴の方々へ迄は爲及不申ても不日に治り可申  
しと悦び

九月十七日詮勝京師に入り妙滿寺に館す

京師に在り水戸藩の爲めに計畫せし處士には梅田定明 源次

郎 梁川孟緯星巖と號し新 賴醇 三樹 三郎 諸藩士の密事を通信

せし者には薩の日下部 伊三次 西郷 吉之助 長の吉田 寅次郎 大

樂 源太郎 越の橋本 左内 僧侶には月照洛東清水寺山 京紳の

臣には小林長典といひ民部 高橋常安といひ兵 金田某伊織 三國某大

以上鷹司 六物空萬といふ大 伊丹重賢といふ青 池内奉時といひ大 學

森寺某若狭守 富田某織部 丹羽某豐前守 以上三人は 入江某雅樂頭と稱

等近衛氏の老女村岡も亦其主の爲めに周旋して水戸藩の主  
義を助け幕府の計畫を妨遏せんとす所司代及京都町奉行等  
は夫々偵吏を發して此等諸人の動靜を伺察せしむ今や水幕  
の鬩争は京師に移り一戦場の觀を現出せり尙忠に代り其職



を襲はんとする者は忠熈にして尙忠忠熈の進退は齊昭直弼の榮辱安危に繋るを以て兩者の軋轢氣焰殆と火を見んとせり先きに町奉行之屬吏が信州松本の人近藤茂左衛門を京都木屋町の寄寓に捕ふ茂左衛門の弟に山本貞一郎といふ者あり是歲五月水戸藩の士竹村儀兵衛杉浦仁左衛門の内囑を受けて京師に來り幕嗣外交の事を水戸藩及京紳の間に通信せしが八月廿八日山本は病て寄宿に歿せり山本は處士にして住居は江戸向嶋なりしが詠歌を善くし筆蹟に巧なりし爲め姓名を砂村六二と變し京紳の邸に出入し技を教ゆると稱せしなり是は其兄近藤が京紳に出入し誘引せしといふ山本死して後近藤捕に就き山本手記の文書幕吏の手に入りてより水戸京紳の關係あるの端を顯はし梅田が故友坪内に與へた

るの書翰主膳の手に得られて諸士の計畫全く發露せり主膳乃ち梅田を捕へんことを所司代酒井忠義に迫りしも忠義梅田の近衛氏に懇親なると九條近衛二氏の進退未だ測り知るべからざるを以て延留發せず主膳以爲らく關白の位置堅固ならざれば政變も亦測るべからず梅田を除かざれば尙忠の位置も亦危し仍て京紳水戸藩の關係事情の迫れるを江戸に報告し又京都町奉行小笠原長門守と謀り反對黨の動止を伺察し遂に九月八日を以て梅田を捕ふ此時に在りては事情峻險なりし水戸黨に在りては秘術を盡し發展を貫かんとし幕吏は其秘機を伺察して大綱を洩す事なし十九日鵜飼父子を捕ふ其夜鵜飼吉左衛門の密使を草津に獲て其水戸藩に報ずるの秘書を得たり書中井伊氏を襲撃して其膽を奪ひ其機に



乘じて齊昭等の禁錮を解き以て政途を大に變改するの詔命  
 を請はんとする旨を記せり而して其書意京紳の身に關係す  
 るを以て遂に其臣を捕ふるに決し二十二日鷹司氏の臣小林  
 等を拘致す鶴岡吉左衛門の方へ一發切込も密使に托へば直に林志を出し書  
 に曰く赤鬼の門が書して十八日密使に托へば直に林志を出し書  
 安きとの内話も御座候云々○井伊氏の兵皆赤甲を着く故に井伊を指して赤鬼  
 といふ林志は繪旨の暗號なり○其後長野が芥川舟之に申せしに鶴岡の密書  
 一二日も後れ水戸へ廻りしなれば不容易之處天運にして其事なかりしは問  
 部侯の御決斷宜敷父子召捕も迅速に出來扱々大事の場を逃れしと悦びしと  
 二黨の閥争も久しかりしが其破裂は關白の辭職に催ふし梅  
 田の逮捕に發顯し主膳が鶴飼の密書を得るに判明す梅田は  
 若狭の人にして酒井氏の臣なりしが本藩を出て、處士を以  
 て京師に帷を下せり其學問齋を主とし外交の議起るに及び  
 幕府非戰の政略を非難し四方慷慨の士と交り尊攘の説を主  
 張す安政元年九月露艦の攝海に入りし時も大和十津川の郷

士等之を撃たんとするや梅田を推して其謀士となせしが露  
 艦去るを以て發せずして止みたりと梅田處士を以て京師に  
 教授を事とせしも酒井氏の舊臣たるを以て忠義の直弼に推  
 舉せられて所司代に任じ幕旨を京師に施行する事を患へ書  
 を忠義の臣坪内孫兵衛小濱のに與へて進退の撰擇すべきを論  
 ぜり其上文に曰く陳者の大守役は御所代御再勤切被爲仰蒙候候關段奉恐悦候其儀に旨付  
 申上候は此の度の御守役は御所代御再勤切被爲仰蒙候候關段奉恐悦候其儀に旨付  
 御被成候に候既無程先上月二十一日墨夷願御上通京彦根御專印相濟候由定て故主勅上認御  
 鱗と申沙汰候に候既無程先上月二十一日墨夷願御上通京彦根御專印相濟候由定て故主勅上認御  
 背一橋公又御押退役其外公押込切腹思之儘州に公御振舞居に御再是勤も無程田御上久世に付御泉  
 中一統之御血殿御取根根侯及に御同家老被成原主税は助朝敵本と半申者等に極て諫萬世た逆し臣候得  
 御用無之御り國之判殿御取根根侯及に御同家老被成原主税は助朝敵本と半申者等に極て諫萬世た逆し臣候得  
 名有之御奉存候可岸被成候吾御家中の者も相濟由不申候心是得ら候は哉豐後遺殿言はに御大任覺  
 可有之御奉存候可岸被成候吾御家中の者も相濟由不申候心是得ら候は哉豐後遺殿言はに御大任覺  
 存候何卒御大森有十之問斷敷門候殿若御御相被成候候ばて惣下拙懇御意立之可者頼成山陽當之地男此三節樹情三實  
 ば委數は卒御大森有十之問斷敷門候殿若御御相被成候候ばて惣下拙懇御意立之可者頼成山陽當之地男此三節樹情三實  
 候耶と申藩忠義者何人時に同御可被國成候差標奉可存候候此事御下拙懇申之上候急は々御返に答候へ被共仰御下



不圖の一御安十危七日時に梅田定明不願恐直申述候

別紙大納言○(二字不明)と大納言意徳の大寺大家納言田野宮宰衛相左府公三山位大原納言位尤力有

名も高次に

隨分條内府公是も御上斷りに相成候關は白殿又下大はも根被存へ内殿通は鷹如右の府公是得も

御に切て被登候に御覺悟御家來外殿候を又内勅の降罪下に被致告候くるは文濟に不申候七日統主腹上を

公勅書外議以て傳列御を掛之召候九條左府公内鷹之司處右主府上公出近衛に左府公慮三條内府公出中候山

御處内通れも處御申敷日伏願に堂に廟て議一御決も仕御候出九條被成候兼て出彦根不候申と候御殊同に意御に長て縮被東成へ

の候手依はなれ命尾張公之水御使公今へ八宣日早被朝下早候打此度何出之發仔に細候に御使尾張江公水御老公中越方

者前公役を人押籠を候尾張言前上可納仕言と當の攝津勅命水に違前條中納言印當取中と納言の其外天同志を誤候枝森

之有志侯之存寄侯をへ速に命朝を延傳へ言上に可右仕之旨尾水可御相除家との御事父尾子兩り家可よ傳りと天の下事有志

伊三丹々藏條人に御使實にに古源今次那歩への急御に英斷奉との悦御候沙汰は相違難有之奉存候朝五粟六日様のよ問り

に江かれば勿論候天下不納言に様を震動御國へ迎候當月覺悟四日由尾張國候りへ二ば千餘に人御二上手

京と申沙汰に付元より當所へ先日より大尊寺始歷々三四人二百人計にて參居候御國大守に公は兼て彦根侯とは無二之御合體に候へば如何にも甚御にて奉恐察存候何卒早々深放之身と夫君(小濱)の家老を始御一同共て御北風悟に御定之被情候様奉存候下拙追放之身と夫君(小濱)の家老を始御一同共て御北風悟に御定之被情候不能止爲申上候以様上御

八月八日

梅田源次郎

九月十七日紳家の諸臣小林等及び處士頼三樹三郎等を捕ふ

梁川星殿は九月二日病んで伏見に送り鞠問し證するに山本貞一郎

の手記及び鵜飼の秘翰を以てせしに依り漸く水戸藩に下れ

る別勅の真相を確認するを得たり水戸藩に下れるの勅は八

月八日水戸藩在京の留守居鵜飼吉左衛門が傳奏萬里小路の

邸に受取り其子幸吉及び薩藩の士日下部伊三次(幸吉は小瀬次郎

は鵜澤信三と)を遣はし送りたる者にして二人共に早打にて東海道を経て八月十七日江戸小石川の邸に着し其夜藩老安島



帶刀を以て慶篤に呈したる者なり幕府に達せし勅書は其趣旨同一にして九日なり其江戸に着せしは十九日にして水戸藩に下れるより後れたる事二日なり而して慶篤が資始詮勝を延きて勅書を示せしは十九日にして返翰を幸吉に渡せし後に在りしなり其返翰の文に曰く

謹呈一翰候當月八日の勅諭并御別紙共無相違相達謹で奉拜見候被仰出候叡慮之趣深恐入奉存候併不肖之身右之鳳詔を奉受候儀誠に以て一家之面目感激之至筆紙難盡奉存候乍不及幾重にも盡力仕り成否は兎も角も追て可奉言上候先御請迄早々申上候間宜御奏達可被成下候恐惶謹言

八月十八日

水戸中納言慶篤判

廣橋大納言殿

幸吉此書を携持して急行西歸し廿七日京都に着せりと梅田其他捕へられて齊昭が京紳并に諸藩士と此謀に連累の狀發露の爲め四方の人心動搖の趣あるを以て幕吏も亦警戒を嚴にし二黨各危懼の念愈増倍し先頃風説する所に據れば詮勝上京は直弼の内意を受けて公卿を免黜し延きて強暴の逆意を施さんとすと梅田及び公卿の諸臣捕に就くを以て傳説の眞なる徴とし語合ふ者あり慷慨の士之を聞傳へて憤激し直弼詮勝の身に博浪の一撃を試み以て幕威を挫かん事を議する者起るに至れり尤萬一鵜飼の書が直達せば一發切込京地にては頼み置れし人數を以て大騒の謀計もありしとか哉吉田寅次郎其父及び叔父に與へたるの書に

頃忽得江戸之報尾水越薩將襲誅彦根大老頑兒聞之距躍三



百。曰神州正氣。遂未消融也。政府之議。固當合從四家。鎮壓邪氣也。然兒猶有憾焉。事出于四家。吾因人成功。不免于公等碌々之數也。是以兒私不自揣。糾合同志。神速上京。獲間部之首。貫諸竿頭。上以表吾公勤王之衷。且張江家名門之聲。以發天下士民之公憤。而爲舉旗趨闕之首魁。如是而死。死猶生也。云々

此等の話柄誤傳するや水戸藩と西國強藩と幕府を夾撃せんとの謀議あり先づ詮勝を襲撃せんと入京の士ありと報ず此に於て妙滿寺旅證勝館の地域幕吏日夜警衛して些少の罅隙なからしむ一方には町奉行の偵吏渡邊金三郎等加をして大阪兵庫堺藏屋敷及び西方諸侯の國々へ密偵を差遣し探索せしめられしに別に異狀も無之薩には家督にて公義へ御禮に多人數家來も出居候由長州土州は兵庫大阪等の御固にて人數出

候事にて全く跡形なき事には無之も一犬虛に吠ゆれば萬犬聲に和する者なれば夫を種とし反對の人氣を引立るの計略と知られけり元來詮勝が直弼の意を受けて逆計を行はんとするの訛傳の因由は詮勝が反對黨の謀士を捕へ其首たる京紳を自悟退職せしめ九條氏の關白を保續し反對黨の勢力を挫き以て外交條約の勅許を得迄の目的なりしも尙此上に異謀ある者と誤認せし者にして右は其本源を尋ぬれば川路聖謨が堀田正睦に隨行し或る貴紳に謁し幕府承久の例を取調ぶ杯と跡形もなき事を發言せしより相傳播し半疑の中にありしが八月中彗星見はるゝに際し六物空萬が上書して反謀の兆とすと彼是相依り彥藩異國を懷くと告ぐる者ありて京師の間訛傳紛々然たり又西方の強藩が幕府を夾撃の誤傳は



幕府が敕を奉ぜずして條約調印せしは國憲を誤るの罪ありとなして幕府夾撃の議ありとなし頻りに申し觸らせし者にて慷慨の士數輩は囂々せしも藩議に上りし事は無かりしなり詮勝憂色なく別條なくして濟みたり吉田寅次郎も出京せんとせしを長州藩の獄に繋がれ後江戸に檻送せらるる詮勝着京の上是迄の經過を糺せしに直弼の意を受け長野の敏捷なりしを認めたり畢竟井伊家の長野主膳宇津木六之丞は直弼の就職以前より京師の事は詳細取調べて居り井伊家は京都御警衛なるを以て京都に注意せり水戸朝廷手入幕府の規則を破り等十分取調も行届て京師に内通する事等十分取調も行届て居りし所へ直弼大老の職に就かれ長野は京都に於て専ら内事を取扱ひ宇津木は江戸にて公用人を勤め相呼應して事を爲せり兩人共才略に富み彦藩の士多きが中に兩人のみ直弼

勤務中の機關に與かれり長野は威權を好み如何なる秘計を以ても我意を貫かんとする人なり宇津木は財貨の爲めには意外の欲を縦にせんとする人なり長野は京師の九條氏に取入九條氏は井伊家の由緒あるを以て殊に當時關白の職に居らるゝを以て此に相應して直弼の意見を貫かんとせし詮勝も亦從前京都所司代の經驗あり京都にては交際の廣き方なれども此度の使命は幕府の興廢に關する大役なれば長野主膳のみ偏信するも彼才略に富み威權を貪るの風あるを聞き却て詮勝が彼等に倒用せらるゝ事なきを保すべからず股肱の臣なかるべからず是を以て芥川舟之側儲者にて先代より京都に縁故あるを以てを鯖江より呼寄せ九月四日江戸發東海道通り十四日京着詮勝着京に先だつ四日長野及び九條家島田左近等と氣脈を通ずる事とはなせり是れ



實に長野島田の監護と顧問に備へられし者にして島田長野と諮り切に詮勝の爲めに苦心活路を求めしが詮勝も亦萬緒を相議し本意を達せし者にて長野等と反對黨の舉動を察し長野島田の間に接し君の爲め國の爲め盡力せし舟之の勞も亦想べし 詮勝初めより捕縛の意なく可成穩和に局を結ぶ考なりしも政途の障礙を爲す事此に至り捕縛の止むを得ざるを決心し速に其順序を指令せり詮勝元來快活果敢の氣象に富むを以て着々歩を進めたり茲に於て水戸黨跋扈の路を斷ち意見稍緒に就くと雖も九條殿下出勤の場合に至らず所司代酒井忠義は詮勝と必死となり京紳の模様を一變せしめんと苦心せり水戸黨及び諸士等の勢稍挫折すと雖も其重なる京紳を處する直弼の意見に従ひ可成穩和に事を處せんと

するの說詮勝忠義も同様なるも茲に江戸より怪報を内通せり直弼此頃在京の詮勝忠義は迂漫なりとの口氣ありと蓋し江戸にて直弼等以爲らく詮勝入京水戸黨挫折間もなく夫々順序可相運と想像せしならん然るに京師にては又京師の事情あり京紳重立たる者穩和に處分し九條關白の復職を計るには乃ち權道にて夫々の手數ありて正道にて嚴罰を以て速に手を下す如きには至り兼ねしなり又主上の御思召を察し奉れば一も達せしめず宸襟の程も思ひみれば自然遷延せしは勢の然らしむる所なり忠義も亦直弼が迂漫と云ふの口氣を承知せしに付頻りに詮勝に向て正道の案を具して直弼の意を試みんと申出たり茲に於て詮勝も一已の了簡にて忠義の意思を壓するも如何に付詮勝其意を了して鷹司殿を遠島



に又主上之御思召を一件にても容れ奉り兵庫開港を止むる  
の案を具して直弼に照會したり直弼答ふるに不相替權道に  
て重立ちたる京紳は穩和の取計を爲し兵庫開港止むべから  
ずとなせり此江戸より内々の怪報は蓋し内偵某が水戸黨捕  
縛の事を直弼に報するに當り是れ皆我が特功たる事を示す  
と共に詮勝忠義は迂漫にして彼等の所爲は周到ならざる如  
く奸筆を揮ひしに起り此に直弼と詮勝の間に異言の端を發  
せし者にして内偵某が皆我が功なる事を誇るに起因するを  
密探したり舟之曰く詮勝津木も詮勝は強そうて左まで用を爲さる如く申做せりと  
畢竟内偵は内事探偵には用を爲と雖も其役儀上幕府の威力を以て事を處し又  
直ちに朝廷に分疏する如きは内偵の爲し能はざるを以て是れ詮勝忠義の必用  
なるは論を待たざる所なれども津木も右に拘らず詮勝忠義は九條殿  
も亦内偵某の奸筆に驚せられしなり出勤の事に専ら力を盡せり精神の至れる處何事か成らざら

ん詮勝忠義も苦心焦慮其功空しからず京師の形勢一變する  
を得たり二條殿九條殿へ參られ出勤の事を促がされ又主上  
より九條殿へ出勤の内敕諭あり茲に九條殿復職せらるゝ事  
とはなれり詮勝忠義も活氣を得たり  
十月廿四日關白の位置も定まり奏上の便此に開けるを以て  
詮勝曉より薰沐して意氣爽然として參内し將軍より使命せ  
られし外交の事情不得止の趣會て奏上したる分疏を補缺す  
るは勿論胸臆あらん限り吐露せしが此時兩傳奏列座尙忠外  
交拒絶の策あらざるやと烈しく問はる詮勝儼然として答ふ  
るに關東にては外夷の事は甚だイヤに候へども只今の處  
も打拂の場合に及び不申先づ近附け置其内官武合體して追  
て御國威相立候様の御計らひに被遊度溫恭院様定家思召之旨



其他諸問訊に對し縷々演舌せられしかば萬里小路殿にも申分無之其理にせまられ候程に辨舌盡さざるなかりしなり十月廿五日家茂將軍に補するの宣旨下れり二條齊敬將軍宣下の勅を奉じて東下す

十二月朔日家茂將軍宣下を江戸城に拜受す二條氏は先きに九條氏の辭職を勸告して鷹司氏等と共に水戸藩の政略を助けしが諸士捕に就きしより方向少しく轉じ此東下に際し直弼と相面し二黨の調停を試みんとせり直弼之を辭して曰く詮勝上京して奏事未だ終結せざるに宣命の爲め東下したる敕使と私に相見るは在京の詮勝を迷惑せしむるの虞ありとなし相見ず止みたり其實は二條氏の意中を疑ひし者の如し十二月十九日鶴飼父子日下部等江戸に濫致し鞠問に着手せ

しも公卿の處分未だ決せず幕吏も紛々と議論ありしが忠義は矢張前説を主張して調停を以て局を結ばんとせり直弼之を聽かず鷹司近衛氏等關白大老相謀り非常の計を行はんとすと告げたり是今回大詔降下の本源なり關白既に復職せらるゝも右等の事明瞭ならず曖昧に付するは後日の取締りにも相關はるを以て公卿を待つに寛宥を以てするは取るべきも後害なきを要すと云ふにあり

外交之事も順次奏上せしが其實海外諸國に通ぜんとするは幕府の好みて爲すに非ず是れ時勢の然からしむる者にして此上時機の至るを待ち心を盡して漸々に之を遠ざくるの計を立つるの旨を奏す聖意茲に至りて稍解くるを得たり



#### 第四紀述

使事成 歸府旅中  
退職之件

十二月晦日參内に先だち詮勝より直弼等に贈られし書は其苦心の概略を見るべし其文に曰く

當春爲御使堀田備中守被差登亞墨利加條約一條委細及言上候處神州之大患國家之安危に係り誠に不容易奉始神宮御代々へ被爲對恐多被思召東照宮以來の良法變革の儀は闔國人心の歸向にも相拘永世安全難量深被惱叡慮下田開港之條約以後假條約之趣御國威難立諸卿群議にも後患難量猶御三家諸大名再應衆議書面を以申上且假條約之儀も不被仰上前に取結候段恐入被思召候へ共其砌魯西亞英吉利佛蘭西等追々渡來仕候に付假條約御取結無之候ては跡

々之者共御取扱御六ヶ敷より不得止條約調印迄に相成候儀等委細其節之次第柄内外密事等迄及言上殊に不容易隱謀有之哉にて堂上方其外へ種々之手段巡らし外夷一條爲混亂其機に乘じ隱謀を可相遂内存にも相聞え内亂を引起非望を希ひ候隱謀の向有之實に内外大患を一時に可引起萬一爭端を開候はゞ三百年近き太平忽ち紊亂之世と相變し可被奉安宸襟期も有御座間敷自然關東之御力に不被爲及譬大藩御守護申上候共戰爭と相成候ては乍恐皇居御安穩可被爲在様無之戰爭敗亡之後條約取結候はゞ既に清國同様之姿夷人十分之處置願通に不被仰付候ては承知不仕様成行溫恭院様御配慮被爲在候旨及言上其他掃部頭初同列とも心配之趣意併軍艦銃砲御全備に不相成内は必勝之



利無之假條約之通御聞濟被成下置追々右等全備に至り候  
は、思召通如何様共御國辱に不相成様御取計方者幾重に  
も可有之旨精々盡丹精參内之節も愚辨之及だけ申述候其  
後九條殿より十一月以若狹守被仰聞候には奏達之處不得  
止事情とは被聞食候へ共猶叡慮は當春以來に不被爲替唯  
々貿易取結御免に相成候ては譬五六年は借置一日にても  
夷人と國民馴合貿易商館相極め候時は去六月伊勢へ公卿  
勅使被發遣候節宸筆宣命之御趣意にも齟齬致し中々以容  
易に御聞受可有之御姿無之候間即先般申上置候通一體外  
國御取扱方之儀容易之事には無之關東に於ても御沙汰之  
通相成候儀に候は、斯迄御心配は不被遊縱ひ何様之譯柄  
有之候共重き勅諭之儀に付如何様にも御處置被爲在叡慮

相立候様被遊度思召に在之候へ共追々英佛渡來之期に至  
り和戰之二道御決着之境に付御累代御委任之御場合を以  
御決斷有之併被仰上無之調印相成候段は御斟酌被思召溫  
恭院様深く御心配被爲在被仰含候御趣意此程申上候通り  
之次第殊に双方調印爲取替候假條約引戻候儀は逆も出來  
難仕只今引戻之儀如何様及談判候共決して承伏不仕今般  
御沙汰之次第にては條約を破り戰爭を仕候様にと被仰出  
候も御同様之儀此方より條約を破り候は、彼に名有て我  
に義なく各國擧て不信不義の名を唱へ軍艦差向候は、當  
時船砲之御備も不相整無謀に兵端を引起候ては勝算無之  
而已ならず三百年に近き泰平も忽亂世と相成可申目當も  
無之兵端を開き得失輕重何之所に可有御座哉夷族を帝都



へ可被招呼勅諭出候共國家之御爲不相成儀は御奉行難被遊既に假條約爲取替相濟候上之儀に付何様御沙汰御座候共當節引戻方之儀は内外危難を招く儀に御座候強て引戻候には戰爭と覺悟仕候外無御座然る處軍艦大砲之兵器全備不仕諸大名逆も同様不相整上下疲弊之折柄如何様神國之勇武を振ひ及戰爭とも彼者年來實戰に事馴れ軍艦砲器自在を得彼同盟之國々申合御國四面之海岸へ軍艦數艘差向放火亂妨に及候節は御國一ヶ國にて萬國を相手に引受候儀差當り只今之防禦さへ手段無之其上隱岐佐渡を初海中孤立之島々者忽彼に奪取られ候場合に至候は、皇居も御安穩可被爲在様無之億萬生靈之艱苦如何計に可有之哉實に其患害難申上盡戰爭後終に和議を講じ候は、十分之

條約取結雜居は勿論地所貸渡彼が意に隨ひ不申ては難叶清國之姿荒増申上乍恐幾應も御諫諍申上當節無餘儀次第被爲聞召分往々叡慮相立候様取計可申公武御合體被爲在度との事に付當六月伊勢へ公卿勅使被發遣候節宸筆宣命之御趣意にも齟齬致候段何とも奉恐入叡慮之所御尤之御儀奉存候へ共關東之情態倨傲不遜など、事々敷申觸し候者有之妄言虛說等漸々天聽を汚し候哉之趣相聞え悉遂吟味候は、重罪に當り候者も不少哉厚き叡慮も却て御趣意に觸れ候儀と實以奉恐入候儀に付嚴重吟味仕明白に入叡聞候様可仕京關共に此節吟味取懸り罷在候云々と迄申上候段は先便申上置候今般別紙之通再九條殿より所司代若狹守を以被仰候には亞夷之子細能々分明に御承知に候へ



ども皇都近國大阪出商賣丈々にても被止且夷人雜居遊歩等總て唐蘭同様との御趣意にて人民馴合邪教傳染之時は神國之風俗も自然と崩れ易く其時に至り悔候事眼前に有之と思召是非唐蘭同様之取扱に可相成様と被仰出候趣尤先々之儀は極密之儀にて内々九條殿にも御内含有之候儀筆頭を以て難申上筋合に御座候尙私歸府之上篤と可申上委細別紙之趣被遂御一覽御承知可被下候様奉願候事十二月晦日詮勝參内使事漸く成る此日天皇詮勝を朝に召して詔命を下附せらる此議に列せしは關白九條尙忠傳奏廣橋光成のみ萬里小路正房は與からず察するに其論趣の異なるが爲め病に托して避けられしならん其勅文に曰く蠻夷和親貿易以下之條件皇國之瑕瑾神州之汚穢既に先朝

にも甚被惱叡慮被仰出之御儀も被爲在候當御代より被始行候ては實に被對皇太神宮御始御代々恐多無被仰譯深歎被思召候に付日夜被惱叡慮候御趣意者春來度々被仰出候御事に候處今般間部下總守酒井若狹守上京後被是言上之趣は大樹公已下大老老中役々にも何れ於蠻夷者如叡慮相遠け前々御國法通り鎖國之良法に可引戻段一致之儀被聞食誠に以御安心之御事に候然る上は彌公武合體にて何分早被回良策先件之通可引戻候於不得止事情は審御氷解被爲在方今之處御猶豫之御事に候殊に神宮并京師近海之儀は先日申達候通全御傳國之神器被相重候御事に候間宜御勤考被仰出候事詮勝の勅允を受けし眼目は聖意の在る所を奉ずべきは勿論



御猶豫及び不得止事情審に御氷解の文字にして鎖攘の儀は御猶豫にして不得止事情審に御氷解とは幾許の意味を含有するものにて乃ち奏聞前條約訂結の事情隨て當今の時勢外國と交通通商する事等眞の開港ならざるも先づ以て假りにも開港の止むべからざるを許容せられしなり殊に神宮京都近海之儀は先日御達云々とは乃ち亞夷之儀は能々分明に御承知に候へ共皇都近國大阪丈けにても出商賣被止度云々の御趣意の御達なりしなり是れ通商の止むべからざる事は御領解なりしも文中明示無之は此時鎖攘論一方にて喧囂なりし折柄なれば文意中に含有しある事を前後の被仰出にて承知すべきなり

幕府眞の開港の勅許を請ふにありと雖も強て之を請へば破

裂の恐れあるを以て一時如斯勅許を得他日公武の合體を待ち徐々と懇請すべしと云ふに在りしが元來此猶豫の二字は關白尙忠の苦心に出で、叡慮も立べく幕意も立べく現時反對黨の意氣も鎮靜すべく又世界の氣勢も見るべく右の文字を現出せられし者にて昨年關東の上奏に對し外夷通信の儀悉皆御止被遊度叡慮の處扱は國家の御爲め不宜關東の御趣

意も不立仍て尙忠の苦心にて後年急度夷人を退くべくとの事に取成され候處然らば其證書可差出旨御注文ありしも許勝尙忠と踏り其事なからしめたり

其實鎖攘の事を猶豫して假りにも條約面通り實施するにありしなり一旦開きし者は又閉を許さず轉輾推移維新の世と共に眞の開港となれり是れ日本文明の啓鑰者は詮勝なる所以なり

此日天皇皇后兩御所より恩賜あり詮勝拜戴せり  
詮勝入京したるは九月十七日にして此に至りて三ヶ月有半



を經たり此間計畫に心力を盡し辨疏を遂げ漸く此勅の下る  
 を得たりしが反對黨が直弼を劾するに違勅の罪を以てせし  
 疑案も亦茲に初めて雪冤するを得せしめしは詮勝の成功と  
 謂ふべし又此日詮勝が勅允を得たるは前條の如くにして其  
 内要は鎖國の儀は即今兵器砲艦整はず士氣奮はず必勝の見  
 込無之數年の内兵備と士氣と相待ちて其實を擧ぐべしと云  
 ふにありさしあたり條約通り實施を許されしなり是れ充分  
 ならざるも幕府の請ひを許されしなり猶豫に年限は先づ使命  
 を全ふし大ひに安堵の思ひをなせり入京以來數月の間一日  
 も安眠せられし事なく只管公武の阻隔を防ぎ合體ならしめ  
 んと勉めたり又直弼とも謀り皇女降嫁の事を忠義等と共に  
 議せられたり詮勝勞苦の大なる想像に餘りあり近頃刊行する  
所の書に據れる

子の此の如く勅記をせし得しは内值權一弛人の働きを以て成功せし如く所司代正々堂々案の  
 上使勝忠義の案山子に如き者の勤務を然るを右の如く記せしは鎖論某が樞要の際  
 書に我が功を案を下せるに或は然らし我功を誇るの好筆を揮ひ其書には芥川等酒  
 井には三浦等夫猶々股脇の密偵物見の必死と周旋してしが戦に野は將校指揮簡に要なる  
 勅允を得しは上使對詮勝所司代忠義の英明解決の結果なればなり此

此時に際して孝明天皇の聰明に渡らせられ詮勝の分疏を容  
 れられしは實に文明開始の皇と稱し奉るべく又關白尙忠が  
 魏徵の如く國家の爲めに誠實に輔弼の任を盡されしに依ら  
 ずんばあらず茲に至つて堀田正睦の國書領收より井伊直弼  
 の條約訂結の措置も完結せしが元來正睦直弼の事件は時勢  
 に餘儀なくせられし者にて猶田畑に時節到來して種子を下  
 すと一般なりしが扱詮勝は其種子に對し收穫するの役廻り



となり耘耨つとめ隨分困苦の事なりしが全く使命を辱しめざりしなり

所司代酒井忠義は温厚誠實克く其職を務め上使の爲めに罷勉盡力せしは感ずるに餘りあり

安政六年正月十一日鷹司父子近衛三條の四氏自ら政途を過てりと辭謝して解官落飾を請ふ是は水戸藩及び處士の説を信じて朝廷に進め幕府に異謀ありとの訛言を信じ關白尙忠を退けんとせしによる廷議遽に四氏の退職を許さず詮勝忠義直弼の意を受けて京囚諸人の口供を引き其事實を證明し切に朝允を請ふ四月廿二日に及び解官落飾を許されたり安政六年の春になりぬれば豫て直弼の委托もあり京都御警衛向輕忽にすべからず取調の爲め要所巡回せられたり京都

外郭竹藪とす口々の模様残る所なく調査せられたり二月廿日東歸の途に就き堺兵庫の港を見分せられ夫より東海道を経て神奈川に至り米國獻納の蒸汽船に乗込まれ御船手奉行勝麟太郎の取扱にて所々を巡視せられ神奈川平沙の海岸横今濱を巡視せらる此時夫々出店願人の姓名を記せし印し棒杭幾本となく見受たりしが今や洋館は駢羅巨壯市塵は櫛比富麗大港市街となる三月十二日歸府實に九月三日より三月十二日に至る二百有十日なり

三月十八日幕府に於て詮勝長々在京心勞の事と察す仍て其方領分之儀は薄地にて收納少之趣に付高之内壹萬石村替遣すと上意此時増付の内職ありしかと詮勝曰く此度の使命は數年來の鴻恩に報ゆる爲め上意の在る所を分疏買徹せしめし者なれば過分の賞典に

辭は本意に非ずと  
辭せられしと



安政六年六月二日會て亞國と條約調印したる例文に準じ各國と條約取結び亞米利加魯西亞荷蘭英吉利佛蘭西の五國の爲めに(横濱)長崎箱館の三港を開き外交官の駐在を江戸に許す事を實行したり初め諸外國が來航して條約を我に求むるや國論鎖攘の一方に傾けるを以て幕府深く困難を感ぜしが漸くにして實施せられしなり而して京都の方は詮勝盡力し詮勝在京中は太田資始各國公使と諸事談判に専ら其衝に當り多大の盡力にて開港を實施するを得たり元來直弼は外國人に對し忌むが如く嫌ふが如く重大なる談判の際出會を請ふも肯ぜず外人と會談を避け皆資始詮勝に委任し其事情は閣中にて聽取るのみなりしと  
囚人處刑は詮勝の考案に拘らず直弼の嚴法にて處決せられ

しとなり

八月廿七日を以て齊昭への達文に曰く

水戸前中納言殿御事國家之御爲筋之儀被仰立候は御當然之儀に候へ共御建白之次第御取用無之迎御家來之者を以て御見込之筋品々京都へ被仰遣加之御養君之儀に付ても輕きものども宮堂上方を取繕候始末關東御暴政之筋に申成し人心惑亂爲致讒奏々間敷事より終に重き勅諭を輕輩之手に爲取扱且綸旨を懇願等におよび候段公武之御確執國家之大事を醸し候筋にて不容易儀假令御家來のもの共御内存を察し私に周旋致候儀に候とも素御心得方不宜より右體之次第に至り被對公義御後闇き御處置に候依之急度と可被仰出處今度重き御法會も被爲濟候に付格別の思



召を以て水戸表へ永御蟄居被仰出候 慶篤に差控慶喜に  
退老謹慎を命ぜらる

太田資始齊昭を不問に置かんとするの説を進めて直弼と合  
はず又閣議を水戸藩の老臣(水戸藩の老臣太田丹波守は資始と)に告  
ぐるに座して其職を免ず又此獄を決するに當り幕吏の内寛  
宥の論者は將軍幼にして國家多事の折柄なれば事靜穩に處  
決して齊昭を不問に置かんとするに在りし寺社奉行板倉勝  
靜備中松山藩主勘定奉行佐々木顯發信濃守の二人を罷め松平宗秀波丹  
藩主津を寺社奉行に池田頼方播磨守を勘定奉行に任じて獄事  
を掌らしめ遂に嚴刑に決す 山内豊信謹慎を命ぜらる先山

内豊信王佐高知藩主伊達宗城伊豫守和島藩主二人書を京師に上り繼嗣の事を論ず此に至りて豊信は謹慎を命ぜらる豊信宗城政論の異なる爲め退老せしが老春山と號す始めより藩城の處分に違ひ宗城は之を免れたり右は宗城の義父が

此に至りて宗城を救解せしに據るが如し豊信直弼の偏頗なる處分を憤り説勝も内心には曾て直弼と議せし事もあり豊信請ふ所理なきに非ずと思へども直弼と協はず病と稱し退職せんとし引籠中なれば嚴しく學橋に政權に干渉すべからずと受けて退けしが學橋其筋の嫌忌を受けて國住居申付らる

同時に幕吏に巖瀬震此時作永井尙志此時軍川路聖謨此時四丸  
淺野長祚此時小普鵜殿長銳此時駿府大久保忠寛此時四丸土岐頼旨  
此時大等を黜け水戸支藩高松守山府中の三藩主及附家老中山  
番頭信實備前守を譴責す巖瀬以下の黜けられしは繼嗣の事に座す  
るなり高松等の三藩は監視を忽にせしと中山は輔導豫防其  
當を得ずと言ふに在り堀田正陸松平忠固も繼嗣の事に依り  
退隱を命ぜらる 囚人の處刑は鵜飼幸吉梟首鵜飼吉左衛門  
茅根伊豫之助橋本左内吉田寅次郎頼三樹三郎飯泉喜内喜内は  
我權右衛門の義父斬罪安島帶刀屠腹鮎澤伊太夫以下數人皆流刑



禁錮追放に處せらる(梅田源次郎日下部伊三  
次獄中に死せし)

詮勝東歸して直弼の懊惱せし勅許も亦下れるを以て目下幕政稍定まるが如きも詮勝と直弼の間自然融和せず右は在京中内偵某が其功を獨特とし詮勝を案山子視し直弼へ對し奸筆を揮ひしに外ならず東歸の後在京中の九條殿烏田左近に仕向け方もあるべきは至當の事なりしに直弼之を快諾せざるのみならず詮勝の所爲に不満を懐くの口氣あり此に於て詮勝書面を以て報告せし事迄も逐一理由を縷述し辨明し以て京師の所務を完結せざるべからざるに至れり直弼は却て之を功に驕る者とし嫌忌の意あり然れ共詮勝は京都殘務も未だ完結せず皇國の爲め大君の爲めには忍ぶべきは忍び鞠躬して心を盡し勤務せしが此に京都勅許猶豫の事を公に廣

布すると否とにありて直弼は廣布すると否とは將軍の全權に在りと詮勝は猶豫の勅許は尙忠の取扱に係るを以て尙忠に問はざれば之を決する能はず且猶豫の勅許を廣布せば鎖攘の徒却て奮激すべしと云ふに在り依て尙忠に照會せり是れ直弼の全權論は他事は兎も角も外交の事に至りては曩に嘉永度の幕政が幕府獨權あるにも拘らず既に獨權を弛廢せし者の如し然るを直弼は寛永度の如く幕權を施行せんする是れ直弼懊惱せし京都事件も一段落を告ぐるを以て專權の端を開く者にして其後の政略事蹟を見ても思半に過ぐる者あり元來寛永度の如きは武威德望兼備るの時幕府の獨權何かあらん猶順風に帆を揚げる船の如し然るに直弼の時は獨裁の權既に弛廢し、のみならず武威德望共に缺くるの時に



して寛永度の如く權威を振はんとするは猶逆流に向て船を遣り權掉將に折れんとする勢にして其難き事言ふべからず而して尙忠の回報は廣布すべからざるを以てせり依て廣布は爲さざりしが竟に其情意の融和せざるを以て囚人の決獄幕府諸有司の黜免等の事其他詮勝の意見いづれも容れられず猶豫廣布の事より又直弼と異言甚敷惣て容れられず依て病と稱し出でず詮勝は勿論他の閣員も口を開かざる如し直弼の獨裁たり尤直弼の意向は長野宇津木の意向を寫す者にして閣老諸有司に至る迄是命是順人ならざれば直弼の意見貫徹せず直弼の意見貫徹せざれば長野宇津木の意見貫徹せざればなり既に太田資始水戸藩寛宥の説の爲めに役儀を免ぜられ詮勝は功はあれ共別に過失の名と爲すべき者なきを

以て驕慢なりとし閣老一座へ回文同意を求むるの文を草し惣閣議を以て詮勝に當らんとす此書は詮勝には内密の書なれ共打手は響く道理に密偵探知忽ち詮勝の

備後守殿儀恐入候儀御同意之事に候別而小子には恐入候段田安殿へ申上置候右者何分致方もなき次第御同前に御奉公之事に付思召有之御役御免等被仰付候儀は兎角申様も無之恐入候より外は無之事勿論之儀に候へども可相成儀は申合御上に御苦勞不奉掛様路正之御奉公大切に相勤申度儀と存候夫に付極密御談じ申儀御座候下總守殿儀上之御爲專一と被存込候は元より之事にて其段は感服致候へども誰とても御爲と存込候ても又御不爲之儀もある者に付再考も無之ては不相成一己之見込計被立候ても御役



人共には決而御尤とは不存儀有之何分御同人御心得方左  
様には有る間敷と存候件々も有之事は定而御心附も御座  
候事と存候然るに此度は職にも成られ候儀に付尙更驕被  
申候様之心得違出來候ては一大事一には傍よりも職と申  
せは自然遠慮多に相成驕を付候様成行候者に付何分此儘  
にて上邊を取繕ひ胸中蟠り有之様にては御爲にも不相成  
次に當人の爲には重々不相成儀小子儀同家には由緒も有  
之儀に付旁以決而惡は存候心底には毛頭無之實以心配致  
候間此節小子より嚴敷説得致見可申哉と存候御一同にも  
御同意被下候はゞ小子力之及候限り説得致度心得に候御  
了簡相同度尤御同意と申ても御一同に可申との儀には無  
之百事は小子より申候へども何國迄も御同意被下候様に

無之ては中々容易に承服被有間敷事に付時宜に依り御口  
出しも被下度小子計譯も分らぬ事申聞候と相成候ては何  
の所詮もなく候間此處御相談旁先づ御内話に及候事に候  
先達而も居殘同人へ心添致候節も其座にては假成に分り  
候様に候へども蔭にては無理計申候など、散々惡口も有  
之由に候此度も中々容易に承服は有間敷存候左候迎黙止  
居候ては得心之期も無之萬一御上へ御苦勞奉掛候儀出來  
候ては何分恐入候間右之通取計可申と存候少しも無御遠  
慮御了簡之通被仰下候様希上候  
畢竟功ある者は權威の就き易きものなれば資始罷められ詮  
勝閣老の首座となれば尙以て直弼の權威の耗減せん事を恐  
るゝもゝの如し此に於て詮勝も狡兎死して走狗烹らるゝの



歎を發し到底抱負の容られざるを悟り病と稱し久敷勤めず  
十二月廿四日詮勝兼て願之通退職聞届らる

### 第五紀述

在職中之抱負并辨説  
退職後閑栖 文久年中對文 終末

詮勝在職中抱負の概略を左に列載せん  
詮勝が囚人處刑の意見は談話中屢々其意を了せり蓋し反對  
黨の妨害に對し捕縛の止むべからざりしも充分の取締りを  
爲し生命丈けは奪はざる寛宥の考案と知られたり處刑後詮  
勝は屢々世の偉人を喪ふを惜まれたり  
幕府諸有司貶黜に至りても巖瀬等諸人の如き條約取結び其  
他に在りて國家に功勞ある者は罰の問ふべきは之を處し其  
功勞に對し再用の道なかるべからずと云ふに在り

水戸藩密勅取戻の事も直弼の意見にて幕府に返勅の勅を受  
け幕府より水戸藩に達し勅書引上ぐる事にせしも詮勝の内  
意は所司代より水戸藩に勅を傳へ所司代を経て返勅せしむ  
るを簡單にして便なりと云ふにあり幕府より返勅を傳へ幕  
府に引上げんとすれば幕府と云はず彦根が強請して勅を受  
けし者と爲し感情を害すればなり  
詮勝在閣中の難事を列擧すれば繼嗣外交の兩大事件にして  
繼嗣は入閣の先きに内決せしものにて外交の事に關し條約  
調印も入閣に先だつ數日前にして其事たる騎虎の勢に乗ぜ  
しにもせよ時勢不得止の處置なり而して俗論囂々直弼を大  
罪人の如く言ひ做したり元來右は繼嗣外交相關聯して當時  
の大問題とはなれり其起因は水戸にして其黨の重立ちたる



者等は繼嗣年長賢明と云ひ外交は鎖攘を主張す其實外交を強硬に言ひ爲し隨て繼嗣の年長賢明其必用ある者とし繼嗣は年長賢明と云ひ外交は鎖攘と云ふ皆幕府に反對の主張にして水彦兩政黨對壘一戦場の觀を現ぜり水黨は京師に手入して朝威を假りて幕府を壓せんとし幕府は實權を以て水黨を壓せんとす此間に在りて活動處斷する者は詮勝なり如何となれば直弼西上すべきの勅命ありしにも拘らず詮勝を遣りし所以は直弼西上せば堀田正睦の覆轍以上の危きを履まん事を恐るればなり詮勝直弼に代り事を處するに當り考るに抑水黨の心底を分析すれば齊昭は此場合に在り外夷打拂すべからずと云ひ其黨の云ふ所は元來學派輩が素養尊王惡夷の氣風此に發せし者乎又は政略なる乎頻りに鎖攘を鼓吹

せり繼嗣は年長賢明と云ふて一橋卿を頻りに運動するは齊昭及其黨の重なる人も皆伯夷叔齊にも非ざれば繼嗣に依りて幾許の望なきを保すべからず何れにも致せ幕府實權政府に障礙を爲し又幕憲に背き運動を爲す者は拘禁して施政の進路を通ぜざるべからず是れ詮勝が逮捕の止むべからざる所以なり反對黨に在りては之を苛酷なり羅織なりと言ふと雖も萬一何れの政府にしても右の如きある場合に至らば矢張詮勝の所爲の如く爲すや必せり故に詮勝の所爲は苛酷にも羅織にも非ざるなり獨り處刑の如きは詮勝別に寛宥の抱負あるあり然れ共意見の容れられざりしを惜む尙溯りて其詮勝が入閣の由來を尋ぬれば元來直弼の推舉に在りて直弼の家と詮勝の家とは固より由緒のある事にて詮勝も幕府に



對し盡忠報國の時となし併せて直弼の窮窘を輔けんとせしは事實なり故に直弼西上すべきも詮勝をして西上せしむ詮勝甘んじて其難に當り漸くにして分疏を聽許せられ違勅の冤を雪がしむるも直弼は得魚忘筌が如く詮勝に對し異言猜忌尋て同列一座へ回文を爲し驕慢を名とし惣閣議を以て詮勝に當らんとす何ぞ事々敷哉是れ果して詮勝が驕慢に渡るの事蹟あらば直弼誠實に詮勝に再三忠告し猶肯ぜざるあらば退閣せしむる敢て不可ならん然るに其事なくして右の所爲に及びしは何事ぞや乃ち趙の廉頗と藺相如と相協はず廉頗惡言を爲すに拘はらず相如上位に在りて兩虎共に鬪ふを避けり是れ國家の急を先にして私讐を後にせしが爲めなり而して後廉頗の寬に服して刎頸の交りを爲せりと直弼藺

相如の寬ありて詮勝も廉頗の如き感悟ありしならば直弼の災害も亦免れしも知るべからず又詮勝抱負の幾分を盡さしめざりしは惜むべきの極みならずや又資始詮勝とは猶兄弟の如く資始能く詮勝の意を敷衍し詮勝も亦資始の心底に服從し互に和合して勤務に黽勉せられたり誰か評すらく房玄齡杜如晦は唐に在りて二人同心徇國功績ありしが資始詮勝房杜の同心に似たり尙功績の齊しからんを望むと云ひしかや其當時幕人の談話にも資始詮勝在閣之間は直弼に對し獎順匡救肯綮に當るを以て幕威も伸張せしが兩老去つて後は長野宇津木の自由時代となり直弼も世を全ふせざりしは惜むべしとぞ尤詮勝東歸の後は直弼と益々協はず京都の殘務も遷延せしが資始中間に在りて斡旋漸く完済せしめたり



しと既に直弼の大老たるや議論諤々得失を極言するは張九  
齡に似て大臣の風あるも人を任用待遇し其他の才能に至り  
ては大ひに及ばざる遠ふしと其任用する所の長野等も在京  
中に長野は今般勅允の成功は専ら我が盡力に依れりと自負  
し島田左近は難得の勅允を得せしめ重大の破烈を避けしめ  
しは我功なりとし島田長野相争ふて好からず長野は詮勝を  
嘗りて詮勝が終始黽勉せしにも拘らず中頃意氣沮喪せしと  
か在京長きが故に東歸の念を起せしと乎其他の姦言を知り  
詮勝快とせず心中窃かに島田の勞を感ぜし者の如し東歸前  
後詮勝と直弼と異言の起る階を爲せしも何者ぞ長野の性質  
は在京中大久保忠寛に對する密話を舟之より聞しが維新の  
後大久保忠寛の直話を傳聞し果して其眞を確認せり大久保忠寛  
は駿府町奉

任をより禁裏附となり赴任の際大老主務の密命を傳へて依頼すらく予京都守護職の直  
行を帯び家臣を派し赴任の際大老主務の密命を傳へて依頼すらく予京都守護職の直  
轉に彼等を調諭ありし時町奉行の屬に僕に告げられん事を乞ふと其後京都町奉行に  
長加野と職務み深曲し長野庇護も少からず然れ共長野と相好納きを以て内頼も盛なり  
し加納を恐るに是不正の行爲大老の名を呼べし乃ち主下を呼びて其不舉  
あらんを恐るに是不正の行爲大老の名を呼べし乃ち主下を呼びて其不舉  
の言を記し町奉行の屬に失呈す町奉行の探偵之を大津驛に取らず忠寛の手に詳  
に直弼の手を逮せし加納等を斥けんと贈り是或はるに大久保京都を鎮むるべか  
を召還し彼等を留守居の閑地に置き安政六年八月黨獄の決するに直弼乃ち忠  
の貶所に及ぶし乎測り甚し主勝の好何れ詮勝若し其抱負を廟堂に容れら  
れ囚獄の偉人等も人命丈けは奪はざらしめば彼等偉人は縦  
令縲紲の中に在るにもせよ其人々は皆尋常の政治家にも非  
ずして世界の情實も悟了せらるゝ有爲の人物なれば數年の  
後政黨反對の事情も胸中悟了氷解せられ文明の誘導者とな



り世途の開発を爲さしめば今日の文明に幾倍の繁盛を爲すも知るべからず然るに刑場の露と消へしを想へば數行の悲涙は襟裏に溢れんとす尙詮勝難局處理の艱苦を察すれば嘉永年中の幕政が外夷の渡來に一驚を喫したるにもせよ幕權を弛廢し可成吾之を爲すに非ず上は京都諸侯にも強藩にも相談を爲し決して閣老獨裁に非ず皆多衆に従ふなりと云ふ回避手段を取りし弊害は要務の憂を醸し入京郡交手入其極分疏の困苦となり又諸侯は今こそ意見を展ぶる時節到來せりと彼是囂々たり又強藩の相談となるべき者は施政の反對となる右餘弊に際し直弼の意を受くるとは云へ在京の詮勝が處斷する其擔任の重き想像するに餘りあり詮勝苦心も漸く功を成し條約調印等不得止事情氷解在らせられ鎖攘之儀方今

の處猶豫せらるゝとの勅允を受くるに至れり今日より之を觀れば直弼詮勝等が身を犠牲に供し困難の間に其職責を盡せし者にして實に國家保護の爲めに戦を避けしめしなり即ち文明の基を成せしなり之に反し我國の富乏兵器の充否人體の強弱等を計らず猥りに戦争せば支那の覆轍を踐み地を削り財を失ひ人民塗炭に苦むべきに戦争を避けしめ仍て以て平易に今日の文明を基する是れ聖明の稜威に依るといへども直弼詮勝等が至誠の取計を爲せしに依り順境を経て今日斯の文明の恩露に浴するを得るは誰か彼の首として勞苦せし直弼詮勝等に向て厚謝の感念を生ぜざるを得ざるなり今虚心平氣洞察を下し安政年間鎖攘論者條約訂結論者との對捍を試みに病者に對する論者に譬へん此に一大人惡腫物



あるや之を切斷せん乎自然治療せん乎の兩派を生ぜしが切斷派は鎖攘論者に似たり自然派は條約訂結論者に似たり切斷は其人の強弱に依り施すべきと施すべからざるとあり然れ共一方の親族は本人性質弱からずとし速に快愈を思ふが故に巧妙醫手の切斷を欲すと主張す一方の親族は衰弱者に切斷を施すは危険なり強ひて施すべからずと云ひ自然治療を主張す兩者の間に追々意外の連累もあり各々の望みも加はり論鋒愈々劇烈となり殆ど血を見んとせしが遂に自然治療派勝を得たり此事たるや畢竟するに皆其一大人の尊きを尊び互に其人の爲めに思ふの切なる者にし其心底を分析すれば兩者唯一の赤心に外ならず其發する所の異同あるのみ其異同の者は制裁を加へ解悟せしむる可也然るに自然治療

派が勝に乗じて切斷派を極討するに生息機關を全く斷滅する嚴峻何ぞ甚敷哉況んや第一の人に非ずして第二の人に於てするをや涕泗滂沱たらざるを得ず而して其後却て暴大の報復萬延文久の間に發顯し害第一の人の身に及び遂に封土を滅奪するに至る嗚呼始め一片の良赤心も變じて終に奇怪の惡結果を残すを以て勝天の歎を發せしむるに至る哀むべきの事ならずや此照應は讀者の心鏡に照感する辯論を待たざるなり人爲の報復は扱置天運循環して五十年前の事が今日に符合するを得るは亦奇ならざらんや詮勝は元來常人の憂を憂とせず唯國の安危を憂とせられし人なり如何となれば第一正睦失敗の後直弼に代りて出京するは人の憂ふる所なるも之を甘んじて出使す第二在京中幕政を挫かんには詮



勝の首級を撃たんとせり之を憂とせず第三直弼と協はざるも憂とせず然れ共使命の任務は全く果せり尙忍んで任務を盡さんとせしも必然我が赤心の用ひられざるを識るや赤松子と遊ぶの已む無きに至れり然れ共國の安危は始終憂とせられし人なり今を距る五十年前詮勝が使命を奉じ分疏詳奏するに當り其奏中「我より彼を可制御威勢に相成候上は洋外諸蠻の大軍も不可恐」海外の諸蠻此方の掌中に納る事三韓掌握の往古に復すべし」漸く皇國の風に從はしめ開闢以來相承の神武を以て海外に御威光を示し天攘と與に無窮の皇統萬代に餘慶を傳へ給ふべき程の事は難かる間敷哉の言辭あり其時に在りては誇張の事ならん歟を疑はれしに今日迄屢々戰勝の結果は一々の中的の言辭となれり是れ其戰勝の根元

は皇威の盛なると國民の忠なるに據ると雖も全く開港以來の寶錫乃ち砲艦技術等種々輸入の成績ならずんばあらず實に開港の餘慶大なりと云ふべし詮勝身を犠牲に供し國家の爲めに盡力せられし者なれば滅封の屈辱に逢ふも憂とせず今や前文の如く開港の爲めに領得せし文明の結果戰勝國として世界に國光を輝かすに至りては詮勝幾萬の増封を得るに勝れる泉下於て其歡知るべし  
詮勝退閣の後は悠悠自適閑日月を消せしが時勢轉變文久二年十一月二十一日在閣中不宜とし左之罰文を受く其文に曰く

勤役中朝廷へ對し奉り不正の取計有之重き方々へ不相當之仕向致し右故井伊掃部頭之意を請候とは申乍ら重大之



事件輕易に心得公武之御一和を失ひ天下人心不居合を開き候段追々達御聞御役柄をも不辨次第不束之至に付急度も可被仰付之處格別之思召を以て先達て村替被仰付候壹萬石被召上隠居被仰付急度慎可罷在候  
 慶應元乙丑年五月十五日御答御免の儀は容易に難被仰出儀に候得共當年は稀成御神忌御法會被爲在候折柄に付別段之思召を以て御答御免被成下旨被仰出  
 同五月廿日薙髮して松堂と改む  
 小梅村に居を營み詩書畫琴碁を娛樂とし又墨水河岸橋場に轉居し船に掉し春花秋月時々娛遊を試みられしが後故有りて東臺山下の閑居に徙居す  
 明治二年詮道版籍を奉還し籍を東京に移す

同三丁卯年四月二十日爲湯治鯖江に入り歸路越後村上淨念寺顯祖の廟に參拜す  
 同十六年齡八十二天朝菊章杯及金若干を賜ひ其老を慰せらる  
 同十七年十一月二十八日老病癒ゆる能はず東臺山下の閑居に逝す歳八十有三天壽を以て終る荼毘して齒髮を淺草九品寺先塋の域に葬る遺骨を下總國中山法華經寺に葬る

正	第四九頁	第十一行異國ハ異圖
誤	第五六頁	第十二行權致ハ權致
	第七九頁	第八行路正ハ正路

間部閣老終



明治四十三年三月廿一日 印刷  
明治四十三年三月廿四日 發行

〔非賣品〕



著者兼  
發行

內田寬  
東京府豊多摩郡代々木百七十二番地

印刷者

島連太郎  
東京市神田區美土代町二丁目一番地

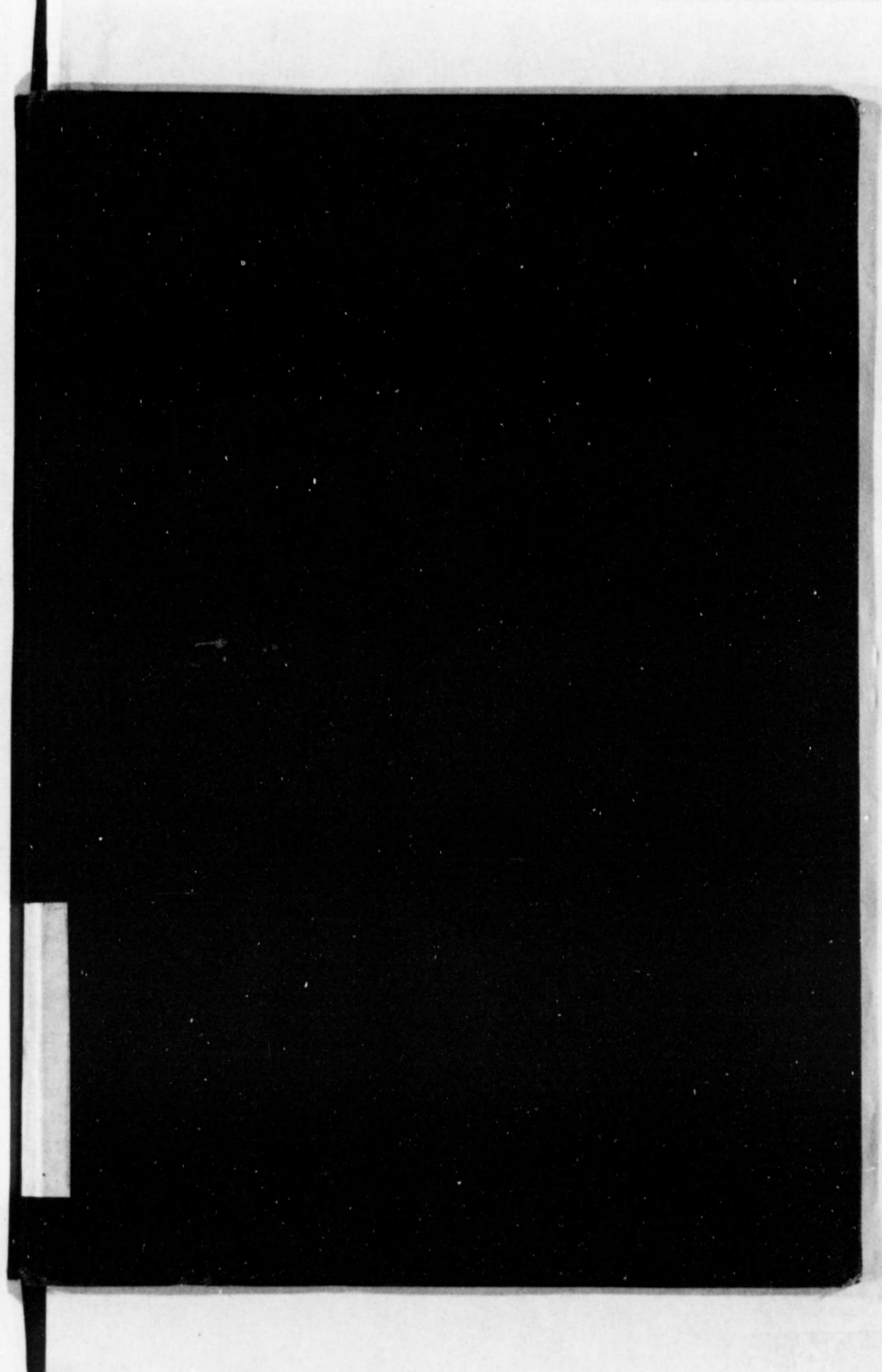
印刷所

三秀舍  
東京市神田區美土代町二丁目一番地



4/1







007373-000-4

289.1-M172Um

間部閣老

内田 寛/著

M43

ACK-1198

